

大田区心身障害者福祉手当条例（昭和48年条例第38号）新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">○大田区心身障害者福祉手当条例 昭和48年10月20日 条例第38号 <u>改正 令和4年〇月〇日第〇号</u></p> <p>第1条及び第2条（略） （支給要件）</p> <p>第3条 区長は、大田区内に住所を有する障害者に対し手当を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には手当を支給しない。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p><u>（3）次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者の前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得）が障害者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて規則で定める額を超えるとき。</u></p> <p><u>ア 20歳以上の障害者 当該障害者</u> <u>イ 20歳未満の障害者 当該障害者又はその保護者（障害者の生計を主として維持する者に限る。）</u></p> <p><u>2 前項第3号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</u></p> <p>第4条及び第5条（略） （手当の額）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>受給者の大田区児童育成手当条例（昭和46年条例第27号）に定める保護者が当該受給者に係る同条例第5条の規定による障害手当の支給を受けている場合において別表第2を適用するときは、同表中「17,500円」及び「12,000円」とあるのは「4,500円」とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">○大田区心身障害者福祉手当条例 昭和48年10月20日 条例第38号</p> <p>第1条及び第2条（略） （支給要件）</p> <p>第3条 区長は、大田区内に住所を有する障害者に対し手当を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には手当を支給しない。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>第4条及び第5条（略） （手当の額）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>受給者が次の各号のいずれかに該当する場合において別表第2を適用するときは、同表中「17,500円」及び「12,000円」とあるのは「4,500円」とする。</u></p> <p><u>（1）前年の所得（1月から7月までの月分の手当については、前々年の所得とする。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者の有無並びに扶養親族の有無及び数に応じて規則</u></p>

新	旧
<p>第7条 (略)</p> <p>(支給始期の特例)</p> <p>第8条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。</p> <p>(1) <u>東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例による手当と同種の手当が支給されていた場合であつて、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月から起算して3月以内に受給資格の認定の申請があつたときは、当該同種の手当が支給された最後の月の翌月</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第9条から第13条まで (略)</p> <p>付 則 (略)</p> <p>別表第1及び別表第2 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p>2 <u>改正後の第3条及び第6条の規定は、令和4年8月以後の月分の心身障害者福祉手当から適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当については、なお従前の例による。</u></p>	<p><u>で定める額を超える場合</u></p> <p>(2) <u>受給者の大田区児童育成手当条例(昭和46年条例第27号)に定める保護者が当該受給者に係る同条例第5条の規定による障害手当の支給を受けている場合</u></p> <p>3 <u>前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</u></p> <p>第7条 (略)</p> <p>(支給始期の特例)</p> <p>第8条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める月から手当を支給する。<u>ただし、東京都の区域内の他の特別区又は市町村において、この条例と同種の手当を受けた者については、その受けた月分の手当は支給しない。</u></p> <p>(1) <u>障害者が、あらたに大田区内に住所を定めた日(以下「転入の日」という。)の属する月の翌月から起算して3月以内に受給資格の認定を申請したときは、転入の日の属する月</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>第9条から第13条まで (略)</p> <p>付 則 (略)</p> <p>別表第1及び別表第2 (略)</p>